



離島割引運賃の適用対象が拡大されます

～奄美群島外で学ぶ学生の鹿児島=奄美群島間の移動が便利に～

2019 年 5 月 31 日

日本航空株式会社

2019 年度から 5 年間延長となった奄美群島振興開発特別措置法による奄振交付金制度の改正に伴い、航路・航空路運賃の割引対象が拡大されます。これに伴い、準住民(奄美群島外の学校などに在学する者で、奄美群島の住民に扶養されている者)について、運賃軽減が適用されることとなりました。

これを受け、鹿児島=奄美群島間の JAL グループ路線において、夏休みの帰省利用にあわせ、7 月 19 日(金)(ご搭乗日)より「準住民」の皆さまの「離島割引運賃」の利用が可能となりますので、お知らせします。

JAL グループは、これからも航空路線の利便性向上の追及や、航空輸送事業を通じての交流人口の創出、産業振興などの地域活性化に継続的に取り組むことにより、奄美群島の皆さまのお役に立てるよう努めてまいります。

適用対象者

奄美群島外の学校などに在学する者で、奄美群島の住民に扶養されている者

対象路線

鹿児島=奄美・喜界島・徳之島・沖永良部・与論(計 5 路線)

適用運賃

離島割引運賃

適用開始までのスケジュール

6 月 3 日(月):「鹿児島離島航空割引カード」の配布開始(※1)

6 月 3 日(月):予約受付開始(※2)

7 月 19 日(金):ご利用開始

(※1)鹿児島県離島の各市町村にてお手続き下さい。

カードの名称に変更はありませんが、欄外に「準住民用」の記載がされます。

(※2)JAL 国内線予約センター、JAL グループ航空券取扱旅行会社、JAL 空港カウンターで受付が可能です。

なお、「奄美群島航空運賃軽減事業」に関する詳細は、奄美群島航空・航路運賃軽減協議会までお問い合わせ下さい。

奄美群島航空・航路運賃軽減協議会(鹿児島県 交通政策課) 電話:099-286-2453

以上